

交通安全だより

No.76 令和6年4月

【発行者】上市区域交通安全協会

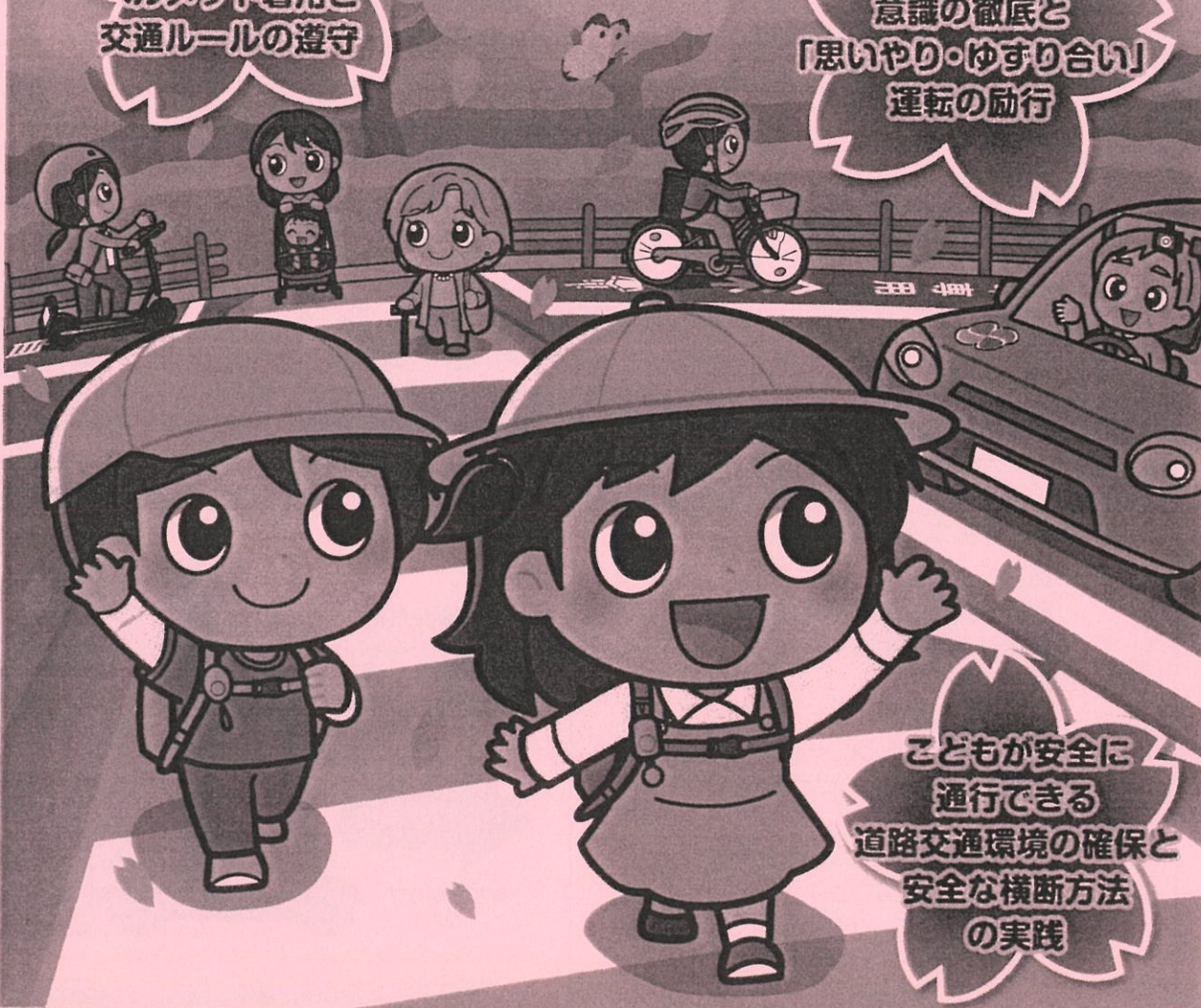
TEL 472-0885

みんなで交通ルールを守ろう!

一人一人の心がけて交通事故をゼロにしよう

自転車・
電動キックボード等
利用時の
ヘルメット着用と
交通ルールの遵守

歩行者優先
意識の徹底と
「思いやり・ゆすり合い」
運転の励行



子どもが安全に
通行できる
道路交通環境の確保と
安全な横断方法
の実践

令和6年4月6日(土)～4月15日(月) 春の全国交通安全運動

4月10日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



とやまるくん

【スローガン】 ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪

このチラシは、皆様の協力金で作成しております。

重点1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

4月は、入園や入学、進級を迎え、こどもの交通事故が多くなる傾向にあります。
歩行中の幼児・児童の交通事故の特徴として、飛び出しによるものが多いことがあげられます。
基本的な交通ルールを守り、ハンドサイン(手を大きく上げて渡る意思表示)を実践しましょう！

正しい横断ルール

- ① 横断歩道を渡ること
- ② 信号機の信号に従うこと
- ③ 横断する意思を明確に表すこと
- ④ 安全を確認してから横断すること
- ⑤ 横断中も周りに気を付けること

正しい通行ルール

- ① 右側通行 ② 歩道通行

交差点
自分を守ろう 周り見て
(県内の受賞作品・全日本交通安全協会会長賞)

反射材は、夕暮れ時や

夜間の視認性を高めます！



通年、外出時は、明るい色の服装と反射材の着用を心掛けましょう！！

重点2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

- ★ 横断歩道は歩行者優先！夕暮れ時や夜間はハイビームの活用を励行を！
- ★ 運転中のスマートフォン等の使用は危険です。安全な場所で停車してから使用しましょう！
- ★ 「飲酒運転は絶対にしない！させない！」という規範意識を持ちましょう！
- ★ 全席においてシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用をしましょう！

重点3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- ★ 自転車に乗るときの
 - スマートフォン等しながら運転
 - 傘さし運転等の片手運転
 - イヤホン等の使用
 - 並進 ○二人乗り
 - 飲酒運転

は危険です！絶対にやめましょう！

- ★ 自転車安全利用五則の再徹底を！

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

令和4年 11月 1日改定

じゅんびした？
じてん車のとき
ヘルメット
(県内の受賞作品・全日本交通安全協会会長賞)

令和5年4月1日から全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。被害軽減のために着用をお願いします！

特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)とは？

【主な交通ルール】

- ① 車道通行の原則
原則、車道を通行(自転車道通行可)
道路左側端通行
- ② 右折の方法
「二段階右折」
後方確認とウinkerでの合図が必要
- ③ 信号機や道路標識に従う義務
- ④ その他
 - ・ 16歳未満の者の運転の禁止
 - ・ 飲酒運転の禁止
 - ・ スマートフォン等での通話や画面を注視しながらの運転の禁止
 - ・ 二人乗りの禁止
 - ・ 自賠責保険(共済)への加入義務
 - ・ 乗車用ヘルメットの着用(努力義務)

運転免許証 不要

最高時速 20キロ

※歩道走行は 6キロ

年齢 16歳以上

ヘルメット 努力義務

ナンバープレート 必須

軽自動車税

※ 道路運送車両の保安基準に適合していなければなりません。性能等確認済シール等がつけられているものは保安基準に適合しています。

『特例』特定小型原動機付自転車とは？

特定小型原動機付自転車の中でも、下記①、②などの要件を満たす電動キックボード等は「特例特定小型原動機付自転車」といい、道路標識等により歩道を通行することができます。

ただし、歩道を通行するときは、歩行者が優先です。

- ① 歩道等を通行する間、最高速度表示灯(緑色)を点滅させていること
- ② 歩道通行中、車体の構造上、6km/hを超える速度を出すことができないものであること など

